

包装基準に適合しない商品を提供する事業者に対する 指導、勧告及び公表に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市消費生活条例（以下「条例」という。）第17条第1項に基づく包装基準（昭和59年10月4日京都市告示第166号。以下「包装基準」という。）に適合しない商品を消費者に供給する事業者（以下「事業者」という。）に対し、市長が条例第34条第1号の「第14条第3項（第17条第2項において準用する場合）の規定に違反していると認めるとき」の規定に基づく指導（以下「指導」という。）並びに条例第35条第1項の規定に基づく勧告（以下「勧告」という。）及び同条第2項の規定に基づく公表（以下「公表」という。）を行う場合の必要な事項を定めるものとする。

(指導)

第2条 市長は、事業者に対し、指導をするときは、包装基準に適合しない商品の是正指導書（第1号様式）を用いて行うとともに、包装基準に適合しない商品の是正指導に係る回答書（第2号様式）の提出を当該事業者を求めるものとする。

2 前項の指導は、当該商品の実質的な供給者と認めることができる事業者に対して行うものとする。

(勧告)

第3条 市長は、前条の指導後の措置が不十分であると認めるときは、当該事業者に対し、包装基準に適合しない商品の是正勧告書（第3号様式）を用いて勧告するとともに、包装基準に適合しない商品の是正勧告に係る回答書（第4号様式）の提出を当該事業者を求めるものとする。

2 市長は、第1項の規定による勧告をしたときは、その旨及びその勧告の内容を、条例第35条第3項に規定する当該事業者の関係者等へ、包装基準に適合しない商品の是正勧告に係る関係者等への通知書（第5号様式）により通知しなければならない。

(公表)

第4条 市長は、当該事業者が勧告に従わないことにつき、正当な理由がないと判断したときは、その旨及び勧告の内容を公表するものとする。

2 前項の公表は、京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センターホームページに登載するほか、広く市民に周知できる方法により行うものとする。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、指導、勧告及び公表に関し必要な事項は、文化市民局くらし安全推進部共生社会推進担当部長が定める。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

文く消第 号
年 月 日

（宛先 （事業者名） ）

京都市長 印

包装基準に適合しない商品の是正指導書

京都市消費生活条例第17条第1項に基づく包装基準（昭和59年10月4日京都市告示第166号。以下「包装基準」という。）に適合しない商品を消費者に供給していると認められるので、同条例第34条第1号の規定により、これを是正するよう指導します。

講じた是正措置については、包装基準に適合しない商品の是正指導に係る回答書（別添様式）により回答してください。

なお、この指導に従わないときは、同条例第35条第1項の規定により勧告することがありますので、念のために申し添えます。

記

適合しない商品	商品名・規格等
	理由
回答期限	
回答先	京都市文化市民局 暮らし安全推進部 消費生活総合センター 〒604-8186 中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

（宛先） 京 都 市 長

所 在 地

事 業 者 名

代 表 者 名

印

包装基準に適合しない商品の是正回答書

年 月 日付け文く消第 号で指導がありました京都市消費生活条例第17条第1項に基づく包装基準に適合しない商品について、下記のとおり是正しましたので報告します。

今後は、包装基準に適合しない商品を供給しないことを誓約します。

記

1 是正内容

2 実施日 年 月 日（完了・完了予定）

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 実施日は、完了・完了予定のうち、該当しないものを抹消する、若しくはいずれかを明記すること。
 - 3 実施日を完了予定とする場合は、是正内容にその理由についても詳しく記載すること。
なお、その設定については、最短の期間とするよう十分留意すること。

文く消第 号
年 月 日

（宛先 （事業者名） ）

京都市長 印

包装基準に適合しない商品の是正勧告書

京都市消費生活条例第17条第1項に基づく包装基準（昭和59年10月4日京都市告示第166号。以下「包装基準」という。）に適合しない商品を消費者に供給していると認められるので、同条例第34条第1号の規定により、これを是正するよう指導しましたが、措置が不十分であると認められるため、同条例第35条第1項の規定により、下記のとおり、措置を講じるよう勧告します。

講じた措置については、包装基準に適合しない商品の是正勧告に係る回答書（別添様式）により回答してください。

なお、この勧告に従わないときは、同条例第35条第2項の規定により勧告に従わない旨及びその勧告内容を公表することがありますので、念のため申し添えます。

記

適合しない商品	商品名・規格等
勧告内容	
勧告理由	
是正措置実施期限	
回答期限	
回答先	京都市 文化市民局 暮らし安全推進部 消費生活総合センター 〒604-8186 中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

第4号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先） 京 都 市 長

所 在 地

事 業 者 名

代 表 者 名

印

包装基準に適合しない商品の是正回答書

年 月 日付け文く消第 号で勧告がありました京都市消費生活条例第17条第1項に基づく包装基準に適合しない商品について、下記のとおり是正しましたので報告します。

今後は、同条例に掲げる事業者の責務に十分留意し、京都市の指導に対して速やかな是正措置を行うことを誓約します。

記

1 是正内容

2 実施日 年 月 日（完了・完了予定）

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 実施日は、完了・完了予定のうち、該当しないものを抹消する、若しくはいずれかを明記すること。
 - 3 実施日は、勧告した是正措置実施期限を厳守すること。

文く消第 号
年 月 日

（宛先（事業者団体，事業者名等））

京都市長 印

包装基準に適合しない商品の是正勧告に係る関係者等への通知書

京都市消費生活条例（以下「条例」という。）第17条第1項に基づく包装基準（昭和59年10月4日京都市告示第166号。）に適合しない商品について、条例第35条第1項の規定に基づく勧告を下記のとおり行いましたので、条例同条第3項により通知します。

なお、下記の商品を消費者に供給していると認められる場合は、条例第34条第1号の規定に基づく指導の対象となりますので、当該商品を扱っている場合は、速やかに適切な措置を講じる必要があります。

記

勧告を受けた事業者名	
適合しない商品	商品名・規格等
適合しない理由	
勧告内容	
勧告に至った経過	
是正措置実施期限	
今後の対応	勧告を受けた事業者が、是正措置実施期限までに、正当な理由がなく、勧告に従わないときは、条例第35条第2項に基づき、勧告内容等を公表することがあります。

（担当 文化市民局 暮らし安全推進部 消費生活総合センター 電話 075 - 256 - 1110）